

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第56号

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大和市都市公園条例施行規則（昭和45年大和市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第55条」を「第52条」に改める。

第3条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第6条第2項中「審査し、」の次に「その適否を決定し、その結果を」を、「より」の次に「当該申請者に」を加える。

第7条第2項中「ときは、」の次に「その」を、「審査し、」の次に「その適否を決定し、その結果を」を加え、「その旨を」を「当該申請者に」に改める。

第14条第1項中「により使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする」を「による使用料の全部又は一部の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を還付する」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第3項中「ときは、」の次に「その」を、「審査し、」の次に「その適否を決定し、その結果を」を加え、「その旨を」を「当該申請者に」に改める。

第15条第1項中「により利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする」を「による利用料金の全部又は一部の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を還付する」に改め、同項第1号中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号中「)。」を「)」に改め、同項第3号中「とき。」を「とき」に改め、同条第3項中「ときは、」の次に「その」を、「審査し、」の次に「その適否を決定し、その結果を」を加え、「その旨を」を「当該申請者に」に改める。

第17条第4項中「ときは、」の次に「その」を、「決定し、」の次に「その結果を」を加え、「その旨を」を「当該申請者に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。